

令和3年度 周南市予算編成方針

令和2年10月19日

1 令和3年度予算に向けた国の動向

本年9月の月例経済報告によれば、わが国経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

このような中、国は本年7月に「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定し、その中で、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くことを掲げ、経済を持続的な成長軌道に着実に戻していくとしている。また、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速化していくこととしている。そして、令和3年度予算については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示すこととしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 本市の財政状況と収支見通し

令和2年度当初予算は、限られた財源を最大限有効に活用するため、前年度予算の一般財源を上限として、各部長のマネジメントにより予算編成を行ったものの、当初見込んだ一般財源の不足が埋まらず、財政調整基金を大きく取り崩しての予算編成を余儀なくされた。

今後も、少子高齢化への対応や、公共施設やインフラ施設の老朽化が進んだことによる施設・設備等の修繕の増加のほか、高水準で推移する公債費への対応に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染症対策や新しい生活様式への対応など新たな行政需要の発生、景気の下降による大幅な税収減が避けられない状況にあるなど、本市財政を取り巻く状況は、好転の兆しは見られず、さらに厳しさを増してきている。

こうした状況を踏まえ、令和3年度予算編成における収支見通し（7 ページ参照）を一般財源ベースで試算すると、歳入は、前年度当初予算と比較して12億2,200万円減の383億5,200万円と見込んでいる。

一方歳出は、前年度当初予算と比較して4億6,300万円減の413億3,600円を見込んでいる。

この結果、現時点での収支見通しは、29億8,400万円の財源不足となり、依然として極めて厳しい状況となっている。

3 予算編成の基本方針

令和3年度の予算編成は、大幅な財源不足が見込まれる中においても、市が抱える多くの課題解決と持続可能な安定した財政運営、新型コロナウイルス感染症対策への対応を行っていく中で、将来を見据え、「新しい生活様式」にも対応するための「ゼロスタート予算」とし、徹底した歳入確保と歳出抑制を図るとともに、「ハードからソフト」への更なる加速化も視野に、選択と集中の考え方を徹底し優先的に実施する事業を見極めた上、以下の考え方に基づき進めるものとする。

(1) 「第2次まちづくり総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進

「第2次周南市まちづくり総合計画」（以下「総合計画」）に掲げる「将来の都市像」の実現に向け、後期基本計画に掲げる重点推進プロジェクトに積極的に取り組むこととする。

また、総合計画において、最大の課題として位置付けた人口減少問題を克服するため、「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）に基づき、着実な施策・事業の展開を図る。

上記事業の実施にあたっては、財政状況に鑑み、事業を更に厳選した上で、その効果が確実に期待できる事業や、重点的かつ優先的政策課題として対応が必要な事業を中心に実施することとする。

(2) 行財政改革大綱に基づく財政の健全化

必要な行政サービスを安定的に提供し、将来に向けて着実に歩み続けるためには財源不足の解消が喫緊の課題であり、「第4次周南市行財政改革大綱」の積極的な取組みにより、新たな財源の確保と徹底した歳出の抑制を図り、その成果を予算に反映させ、財政調整基金に頼らない財政構造の構築を目指すものとする。

また、デジタル技術の積極的な活用による事務の効果的、効率的な実施の他、コロナ禍における働き方の新しいスタイルや3密の回避などの「新しい生活様式」の実現等を図るため、スマート自治体の推進に取り組むこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活の影響や課題に対して市民生活の安心・安全を守ることを最優先に必要な対策を講じることとし、既存・新規事業を問わず「新しい生活様式」を踏まえた方法で、予算に反映することとする。

4 予算要求区分

予算要求区分は、「政策的経費」、「実施計画経費」、「一般経費A」、「一般経費B」、「給与費」、の5つに区分する。

要求にあたっては、まずは経常的に必要な経費も含め全ての経費や事業について、必要性や緊急性等を必ずゼロベースで検証し、事業の廃止、統合も含め検討を行うこと。その結果を前提として部内での事業の優先度を設定したうえで、要求事業の絞り込みを行うこと。

なお、一般経費A・Bについては、各部における令和2年度当初予算から、地域振興基金等の特定財源を戻した額及び他会計繰出金等の経費を除いた額から、5%削減した一般財源額の範囲内での要求を上限とするので、厳守のこと。

新年度における臨時的な経費については、法令上必要な経費等、止むを得ない経費については要求を認めるが、その場合にあっても、必ず他の経費の削減を行なった上で一般財源額の範囲内で要求すること。

政策的経費

「政策推進特別経費」と位置づけ、総合計画の重点推進プロジェクトや総合戦略の展開を図るために必要な新規・拡充事業の内、次年度において特に推進すべき事業を対象とし、事業実施に必要な所要額を見積もること。

なお、要求にあたっては、事前に企画課との協議を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策経費については、「新しい生活様式」にも対応した真に必要な経費を見積もること。

実施計画経費

総合計画で示した施策を実現するための主要な事業を対象とする。

施設整備や大規模改修等、多額の費用を要する事業については、事業実施の平準化を図るため、事業計画を整理し要求すること。

企画課から提示される実施計画選定結果に基づき要求すること。

一般経費 A

内部管理経費、施設等維持管理事業などを対象とする。

一般経費 B

一部事務組合負担金、繰出金、第3セクター（外郭団体等）への補助金等、対象者の増減で大幅に事業費が変動する事業を対象とする。

なお、これらの経費については、対象事業の内容を精査し、所要額を必要最小限で要求するとともに、必ず外郭団体等に対し経費節減についての取組みを要求し、その成果を説明すること。

給与費

事業費支弁人件費を含む全ての関係費を要求のこと。

5 予算編成にあたっての留意事項

(1) 全般的事項

- ①国・県の予算編成や地方財政対策などの動向に留意し、制度変更や経済対策等に的確に対応すること。特に新型コロナウイルス関係の動向については注視しておくこと。
- ②将来負担の抑制を図るため、臨時財政対策債、緊急浚渫推進事業債、公営住宅建設事業債、辺地債及び転貸債を除く市債は発行上限額を一般会計全体で30億円程度とするものであること。
- ③市民生活に影響の大きい事業等の見直しを行う場合にあっては、事前に政策調整を図ること。
- ④議会及び監査委員の指摘事項等を踏まえ、必要な対応を図ること。

(2) 歳入に関する事項

- ①市税や国民健康保険料、各種使用料等の収納率の向上についての取組みを強化すること。
- ②使用料、手数料等の受益者負担は、受益の有無による市民間の不公平が生じないように、そのサービスに見合った負担を求めること。

- ③現在実施している単独事業においても、国・県の補助制度が活用できるよう、その内容についても創意工夫を行い、積極的な財源確保に努めること。
- ④遊休資産の売却や貸付を促進すること。
- ⑤有料広告やネーミングライツ、自動販売機取扱収入等の財源確保に努めること。
- ⑥市債については、財政措置のある有利な地方債を活用すること。

(3) 歳出に関する事項

- ①市が本来実施すべき事業範囲を明確に整理するとともに、行政評価の結果を反映させ、必要最小限の経費を見積もること。
- ②決算において多額の不用額が生じている事業について、「予算見積書作成要領」において示すので、その要因を精査し報告するとともに新年度予算要求に反映すること。
- ③国・県補助金について、内示状況が非常に厳しいことを踏まえ、事業内容の見直しや進捗調整を十分に行うこと。
また、内示状況が不透明な事業については、要求を避けること。
- ④既に事業実施等の方針を示しているものや総合計画及び総合戦略の進捗に真に必要なものを要求する場合を除き、原則として新規事業は認められないので要求しないこと。
- ⑤投資的事業は、機能及び維持管理の効率性に留意し、後年度の維持管理費の増加につながる機能追加は行わないこと。
- ⑥補助金について、令和元年度の監査委員の報告書を参考に、適切に見積もること。
- ⑦働き方改革の実践や事業の見直しにより、時間外勤務の削減を図るとともに、会計年度任用職員の配置にあたっては、従事させる事務の必要性、効率性を十分に検討し、必ず見直しを図ること。
- ⑧「第4次周南市行財政改革大綱」に定める施策の実現に向け、「既存の取組みの拡充」、「新たな取組みの実施」に積極的に取り組むこと。
予算要求にあたっては、これに向けた削減効果額等について部ごとに取

りまとめ、別に定める様式により財政課に提出すること。

- ⑨今後、国の補正予算が編成される場合、次年度以降に計画している事業のうち、当該補正予算の要件に該当するものがあれば、積極的に活用する等、負担の軽減に努めること。
- ⑩経常的に必要な経費も含め全ての経費や事業について、その必要性や緊急性等を今一度精査し、事業の廃止、統合も含め必ず検討を行うこと。また、部内での事業の優先度を設定のうえ、必要最小限の要求を行うこと。

財政収支見通し

【一般会計：一般財源ベース】

(単位:百万円、%)

区 分		令和2年度	令和3年度		
		当初予算額	試算額	増減率	増減額
入 歳	1 市 税	25,466	23,830	△ 6.4	△ 1,636
	2 地方譲与税・各交付金	4,685	4,481	△ 4.4	△ 204
	3 地方交付税 (含む臨時財政対策債)	8,300	9,419	13.5	1,119
	4 その他	1,123	622	△ 44.6	△ 501
	合 計 (A)	39,574	38,352	△ 3.1	△ 1,222
出 歳	1 人件費	10,459	10,238	△ 2.1	△ 221
	(うち退職手当を除いたもの)	(9,826)	(9,761)	(△ 0.7)	(△65)
	2 扶助費	3,729	3,789	1.6	60
	3 公債費	7,831	7,878	0.6	47
	4 物件費	7,032	6,854	△ 2.5	△ 178
	5 維持補修費	382	453	18.6	71
	6 補助費等	4,809	4,726	△ 1.7	△ 83
	7 積立金	300	300	0.0	0
	8 繰出金	4,568	4,585	0.4	17
	9 普通建設事業費	463	461	△ 0.4	△ 2
	10 その他	859	823	△ 4.2	△ 36
	11 実施計画事業費	1,367	1,229	△ 10.1	△ 138
合 計 (B)	41,799	41,336	△ 1.1	△ 463	
財源調整必要額※ (A)-(B)		△ 2,225	△ 2,984	34.1	△ 759

【財源調整の状況】

基金繰入金	2,225			
(うち財政調整基金繰入金)	(1,172)			